

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書

新型コロナウイルス感染症は地域経済に大きな打撃を与え、その収束の見通しが立たない中、コストプッシュによる日常生活必需品等の物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しています。こうした状況下で本年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まろうとしています。

適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者登録する必要があり、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、年間売上げ1千万円以下の消費税免税事業者は取引から除外される可能性があります。

このため、個人事業主、一人親方、小規模農家など広範囲の事業者の負担が増すとともに、事業者間の取引慣行を壊し、免税事業者制度を実質的に廃止するものです。このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会などの中小企業支援団体も「凍結」「延期」「見直し」の表明や、現状のままでの実施に懸念の声をあげています。

インボイス制度の導入は、廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退を加速化させるおそれがあります。加えて制度の周知が不十分で、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことは容易に想像できます。

多くの事業者は新型コロナ禍の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度に対応できる状況にはありません。

本町においても中小零細事業者、個人事業主事業者が多くを占め、事業の存続と再生、ひいては地域の存続にも直結する問題であり、地域経済の活性化のためにインボイス制度の導入の延期・見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月16日

岩手県西和賀町議会

《提出先》

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣